

第4章 防災関係機関の災害対策

1 消防組織の災害対策

▶ 基本方針

- 本市、松阪地区広域消防組合、消防団の連携のもと、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するとともに、その被害を軽減するために本計画を定め、消防活動の万全を期するものとします。

▶ 対策

1-1 松阪地区広域消防組合の配備体制

(1) 組織

1 本部3 消防署4 分署、職員245人

(松阪市内所在の本部、署所、人員) [令和6年4月1日時点]

※松阪勢和分署は、松阪市の一部を管轄しているため含む。

(2) 装備

ア 消防車両等

車両名	数量	車両名	数量
はしご付消防ポンプ自動車	1台	化学消防ポンプ車	1台
救助工作車	2台	水槽付き消防ポンプ車 (水槽車含む)	4台
消防ポンプ車	8台	小型動力ポンプ	8台
水難救助資機材搬送車	1台	その他 (指揮車、支援車、広報車等)	18台
高規格救急車 (非常用救急車含む)	11台		

イ 消防用通信施設(基地局3、移動局39、携帯型41、卓上型固定移動局7、可搬型移動局2、署活系59)

(3) 活動

ア 非常参集、非常招集

- 消防職員は、構成市町に災害対策基本法第23条の規定に基づく対策本部が設置されたときまたは暴風警報、大雨、洪水警報又は高潮警報が発表されたときは、出動可能な準備をして勤務場所に参集します。その時点において参集が困難と予測されるときは、情勢に応じ、事前に参集するものとします。

イ 風水害災害対応体制

風水害に対応するための体制の基準は、次のとおりとします。

区分	招 集 の 基 準	配 備 内 容	
		本 部	署
準備体制	1 管内に大雨（洪水）注意報が発表されたとき。 2 管内に大雨（洪水）注意報が未発表であるが、管内に隣接する県内市町及び県外市町村に大雨（洪水）警報が発表され、かつ今後の気象情報の発表に備えて警戒を必要とするとき。 3 水防警報の「準備」が発表されたとき。	—	当直勤務員による体制
警戒体制	1 管内に大雨・洪水・暴風・高潮・大雪・暴風雪警報のいずれかが発表されたとき。 2 管内に警報が未発表であるが、管内の観測地点において、実測雨量で1時間40mm以上が確認されたとき。	消防長 消防防災課長 消防防災課補佐	署長 分署長
		他の職員は自宅待機	他の職員は自宅待機
第一次配備体制	1 水防警報の「出動」が発表されたとき。 2 今後、災害の発生が予想される段階で、本部長（消防長）が、第一次配備体制での活動が必要と判断したとき。	総務課長・総合指令課長 予防課長 警防課長・救急課長 消防防災課全員	必要人数の招集（非番・週休者）

第二次配備体制	管内に災害が発生したとき又は災害が予想される段階で、災害対策を講じる上で、本部長（消防長）が、第一次配備体制では処理しかね、第二次配備体制での活動が必要と判断したとき。	副参事官 本部1ブロック員 総合指令課6名体制 指揮隊1隊増隊 ほか、体制に必要な人員	必要人員の招集 （非番・週休者）
第三次配備体制	管内に甚大な災害が発生したとき又は甚大な災害が予想される段階で、災害対策を講じる上で、本部長（消防長）が、第二次配備体制では処理しかね、第三次配備体制での活動が必要と判断したとき。	全 員	全 員

- 構成市町に対策本部が設置されたら速やかに出向し、消防本部との連絡調整にあたります。（災害対策消防実施本部の設置：第55条関係）
- 分署にあっては地域の実情、被害状況により、署長指示の下、町又は地域振興局と連携して活動します。
- 本部職員は、Aブロック、Bブロック及びCブロックのいずれかに属し活動します。

ウ 地震災害対応体制

地震災害に対応するための体制の基準は、次のとおりとします。

区分	招 集 の 基 準	配 備 内 容	
		本 部	署
準備体制	1 震度3（管内） 2 警戒体制までには至らないが、今後の余震等に備え、情報収集及び連絡を緊密にする必要があると認められる場合	—	当直勤務員による体制

《行動計画編》

第4章 防災関係機関の災害対策

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

第4章
防災関係機関の災害対策

警戒体制	1 震度4（管内） 2 長周期地震動階級3 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 4 第一次配備体制までには至らないが、今後の余震等に備え、情報収集及び連絡を緊密にする必要があると認められる場合	消防防災課長 消防防災課補佐	当直勤務員による体制
		他の職員は自宅待機	他の職員は自宅待機
第一次配備体制	1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ※ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は第一次参集体制とし、当該情報の内容等により、配備体制を判断するものとする。	【第一次参集体制】 消防長 次長 総務課長・予防課長 警防課長・救急課長 総合指令課長	【第一次参集体制】 署長
	2 震度5弱（管内） 3 長周期地震動階級4 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 5 地震による小中規模の災害が発生した場合または災害の発生が予想される段階	副参事官 警防課全員 消防防災課全員 総合指令課6名体制 指揮隊1隊増隊 ほか、体制に必要な人員	分署長 必要人員の招集 （非番・週休者）
第二次配備体制	1 震度5強以上（管内） 2 地震による大規模な災害が発生した場合又は災害が予想される段階	全 員	全 員

第三次配備体制	1 震度6弱以上（管内） 2 地震による甚大な被害が発生した場合又は予想される段階	全 員	全 員
---------	--	-----	-----

- ※ 配備体制は、発災状況の程度により予測不能のため職員は、いずれの配備招集にも対応できるよう準備します。
- 構成市町に災害対策本部が設置されたら速やかに出向し、消防本部との連絡調整にあたります。（災害対策消防実施本部の設置：第55条関係）
- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、総合的に当該情報の内容及び状況等を見識して今後の配備体制を判断するものとします。
- 第一次配備体制、第一次参集体制時における他の参集者の招集は、第一次参集体制（消防長）の判断とし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）以外の事象については、第一次配備体制の配備内容とします。
- 分署にあっては地域の実情、被害状況により、署長指示の下、町又は地域振興局と連携して活動します。

エ 津波災害対応体制

津波災害に対応するための体制の基準は、次のとおりとします。

区分	招 集 の 基 準	配 備 内 容	
		本 部	署
準備体制	警戒体制までには至らないが、今後の津波情報に備え、情報収集及び連絡を緊密にする必要があると認められる場合 三重県南部に津波注意報が発表され、かつ伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。	—	当直勤務員による体制
警戒体制	1 三重県南部に津波注意報が発表され、かつ伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。	消防防災課長 消防防災課補佐	当直勤務員による体制
	2 第一次配備体制までには至らないが、今後の津波情報に備え、情報収集及び連絡を緊密にする必要があると認められる場合	他の職員は自宅待機	他の職員は自宅待機

第一次配備体制	1 三重県南部に津波警報が発表され、かつ伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 ※ただし、三重県南部に津波警報が発表され、かつ伊勢・三河湾に津波注意報が発表された場合は第一次参集体制とし、当該情報の内容等により、配備体制を判断するものとする。	【第一次参集体制】 消防長 次長 総務課長・予防課長 救急課長・総合指令課長 警防課長	【第一次参集体制】 署長 三雲分署長
	2 管内に津波が来襲し、小規模の被害が生じたとき又は発生するおそれがあると本部長（消防長）が判断したとき。	副参事官 警防課補佐 消防防災課全員 総合指令課6名体制 指揮隊1隊増隊 ほか、体制に必要な人員	分署長 必要人員の招集 （非番・週休者）
第二次配備体制	1 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 2 管内に津波が来襲し、中規模の被害が生じたとき又は発生するおそれがあると本部長（消防長）が判断したとき。 ※ただし、伊勢・三河湾に津波警報発表中においても、津波到達予想時刻と規模等の津波情報及び県内の市町の被害状況等により配備体制等を判断するものとする。	全 員	全 員
第三次配備体制	1 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 2 管内に津波が来襲し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあると本部長（消防長）が判断したとき。	全 員	全 員

※配備体制は、津波の程度により予測困難のため職員は、第一次配備体制以降の情報に十分注意し、対応できるよう、自宅待機とします。いずれの配備招集にも対応できるよう準備します。

- 構成市町に対策本部が設置されたら速やかに出向し、消防本部との連絡調整にあたります。（災害対策消防実施本部の設置：第55条関係）
- 第一次配備体制、第一次参集体制時における他の参集者の招集は、第一次参集体制（消防長）の判断とします。
- 分署にあっては地域の実情、被害状況により、署長指示の下、町又は地域振興局と連携して活動します。

オ 出動種別

出 動 種 別	出 動 内 容
警戒出動	情勢の把握、警戒見回り、警戒広報等のための出動
第一次災害出動	災害事象の発生に対処するための当務員及び一部の消防職員の非常招集に加え、状況により必要人員の非常招集による出動
第二次災害出動	第一次災害出動では処理しかね、災害事象の発生に対処するための当務員及び一部の消防職員の非常招集に加え、状況により必要人員の非常招集による出動
第三次災害出動	第二次災害出動では処理しかね、災害事象の発生に対処するための総員による出動

カ 災害対策消防実施本部

- 構成市町に災害対策本部が設置され、かつ、災害対策基本法第2条第1項に定める災害が発生し又は災害が予想される場合において、消防長が必要と認めたときは、消防本部に消防長を本部長とする災害対策消防実施本部を設置し、市町その他関係機関との情報連絡、災害情勢の把握、災害対策活動、状況の集約及び体制運用の総括指揮にあたります。

1-2 消防団の配備体制

(1) 組織

統括団長以下5方面団49分団、団員定数1,420人

(2) 装備

ア 消防車両等

車 両 名	台 数
小型動力ポンプ付積載車	97台
警戒車	1台
広報車	2台
活動支援車	1台
指揮車	1台

イ 消防団用IP無線機数（携帯局）67台

(3) 活動

ア 非常参集、非常招集

- 消防団は、各地域の非常体制参集場所に招集するものとします。

イ 体制

- 非常体制においては、次により、消防団統括指揮本部（以下「統括指揮本部」という。）、方面団指揮本部（以下「方面指揮本部」という。）、地区指揮所及び分団指揮所を設置するものとします。

名 称	内 容
統括指揮本部	統括指揮本部は、消防団事務局（消防本部庁舎内。以下同じ。）に設置し、消防長の所轄の下、統括団長が統括指揮本部長となり、消防団の運用及び活動の統括指揮にあたる。
方面指揮本部	方面指揮本部は、松阪方面団については消防団事務局、嬉野、三雲、飯南、飯高各方面団については当該各地域振興局に設置し、それぞれ当該各方面団長が方面指揮本部長となり、松阪方面指揮本部長は消防団事務局長及び松阪方面の消防署長と、また、嬉野、三雲、飯南、飯高各方面指揮本部長は当該地域振興局長、消防署長及び分署長との緊密な連携の下、管轄区域における消防団の運用及び活動の指揮にあたる。
地区指揮所	地区指揮所は、松阪方面団については、各副団長所在の地区市民センター等に設置し、嬉野、三雲、飯南及び飯高各方面団については、当該地域振興局長との事前協議に基づき、当該地域振興局又は所定の公共施設に設置し、副団長又は必要により当該方面団長が指名する分団長が地区指揮所指揮官となり、管轄区域における消防団の運用及び活動の指揮にあたる。

分団指揮所	分団指揮所は、各分団の属する地区市民センター、公共施設等に設置し、各分団長（事故あるときは副分団長、以下同じ。）が分団指揮所指揮官となり、管轄区域における分団の運用及び活動の指揮にあたる。
-------	--

ウ 出動種別

- 非常体制による活動内容は、概ね次のとおりとします。（大地震等にかかる松阪市消防団の非常体制の基本要綱）

出 動 種 別	活 動 内 容
調査	消防団による調査は、災害の実態を把握し諸種の対応に資する目的で実施する。分団指揮所指揮官は、必要があると認めるときは、管下団員を1個班につき複数員で編成し、担当地域、任務、注意事項等を明示した上、調査に従事させる。
警戒	消防団による警戒は、避難誘導時における警戒、警戒区域設定時における警戒、救助救急現場、火災現場における警戒等を行うものとする。
避難指示の伝達	市長から避難指示が発せられたとき及びこれを待ついとまがないときは、分団指揮所指揮官は、可能な限りの体制を用い、危険区域の人々に迅速にこれを伝達する。
避難誘導	避難する人々に対しては、行政機関の職員等と連携し、避難誘導及び避難の途中における危険防止のための警戒にあたるものとする。
搜索	消防団による行方不明者等の搜索活動を行う必要があるときは、分団指揮所指揮官、地区指揮所指揮官、方面指揮本部長は、搜索範囲に応じ、可能な体制をもって搜索部隊を編成し、部隊ごとの指揮官を指名するとともに、任務分担、搜索区域、搜索方法等を明示した上、部隊活動によりこれを行うものとする。
救助救急	被災者を救助するときは、携帯型救助資機材セットはもとより、付近の人々の協力を得て、可能な限りの資機材を用い、かつ、人々の活動の統制を求めて、安全かつ効率的に救助活動を展開するものとする。救助した被災者が負傷しているときは、応急の手当てを行い、また救急救命措置を施すものとする。
搬送	負傷者等が多数の場合や救急車の到着が期待できない場合等で、負傷者等を地域に設置される応急の救護所、あらかじめ指定されている医療施設等に搬送するものとする。
火災防御	管轄区域内において、複数の火災又は広範囲に及ぶおそれのある火災が発生しているときは、人命の救助、避難の指示等の応急活動とともに、延焼の拡大防止に重点を指向した火災防御活動にあたるものとする。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

第4章
防災関係機関の災害対策

支援協力	方面指揮本部長、地区指揮所指揮官、分団指揮所指揮官は、災害対応に関し、必要があると認めるときは、可能な限度において、消防団の組織力を生かした支援協力のための活動に従事するものとする。
------	---

【参考】消防組織法（昭和22年法律第226号）＜抜粋＞

（市町村の消防に関する責任）

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（消防機関）

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

（消防職員）

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

（消防長）

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

（消防署長）

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

（消防職員の職務）

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

（消防職員の任命）

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

（消防団）

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

（消防団員）

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

（消防団員の任命）

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。 >

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

第4章
防災関係機関の災害対策

2 松阪地区三師会の災害対策

▶ 基本方針

- 近い将来発生が予想される南海トラフ地震等大規模災害が起こった場合、人的、物的被害を最小限に食い止めるために相互関係の連携強化を図り、迅速且つ的確で合理的な救助救命活動、医療救援活動等医療・救護の体制及び歯科応急診療について、可能な限り次のような対応を講じることに努めます。

▶ 対策

2-1 医療救護活動（松阪地区医師会）の実施

- 松阪地区医師会長は、対策本部長の要請により、下記（４）に定める医療救護班を編成し、本市が開設する医療救護所等において、医療救護活動を行います。
- DMA T等の保健医療活動チーム等と連携し、避難所等における慢性期対応（巡回診療等）に協力します。

（１）医療救護所の業務内容

- ① トリアージ（負傷者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための負傷者の治療優先順位を決定する。）トリアージタグ〔識別票〕を用います。
- ② 負傷者に対する応急処置
- ③ 広域救急医療機関への転送の要否及び輸送順位の決定
- ④ 輸送困難な患者、軽傷患者に対する医療
- ⑤ 死亡の確認
- ⑥ 医療救護活動の記録及び対策本部への措置状況の報告

（２）医療救護所の設置基準

災害により、医療の途を失った傷病者が多数発生していると見込まれ、次号に該当するときに市が医療救護所の開設を決定します。

- （１）本市域において震度６弱以上の地震が発生したとき。
- （２）その他災害対策本部が設置の必要があると判断したとき。

（３）医療救護所の設置場所

- 医療救護所は健康センターはるるを第一次医療救護所として市が開設します。地域の医療機関の被災に伴う機能低下又は停止、被災による傷病者の発生状況等の情報を収集・確認し、必要と判断した場合には、市が嬉野保健センター及び飯高地域振興局に第二次医療救護所を開設します。なお、傷病者が多数発生しており第一次医療救護所の開設のみで追いつかない場合は、第二次医療救護所を同時に開設します。
- フェーズが進んだ段階で、避難所における慢性疾患の悪化予防、感染症等治療のため、必要と判断した場合には保健医療活動チームと連携し、市が実施する避難所アセスメントや在宅避難者の巡回訪問による支援等への協力を行います。

(4) 松阪地区医師会救護班の編成内容

- 松阪地区医師会の災害時に備えた救護班を合計 11 班編成する。編成内訳は次表の通りとする。

地区名	本部	松阪市	多気町	明和町	大台町
班数	1 班	7 班	1 班	1 班	1 班

2-2 医療救護所の対応マニュアル

(1) 救護所の設置

- 被災地からの避難所収容者の中には、救護所の中で冷静な人、命からがら救出されパニックに陥った人、軽傷でかすり傷程度でも自分が一番に来たから救護措置を一番先に受けるのが当然という人、日常普段の生活常識を押し通そうと無理難題をいう被災者がいます。
- 普段の常識が通用しなくなっている事態を踏まえて、災害現場から被災者の生命をより安全な場所へ移動し、応急処置を実施し、生命の危険が察知され救護された者を速やかに二次救急救護所への搬送するために必要なトリアージ（タグ）が実施できる場所を確保します。

(2) トリアージ（タグ）の実施

- 救護所に搬送収容された多数の被災者に対し、救急救護処置の必要是非を判定し、速やかに救護所での軽度外傷処置で済むのか、二次緊急病院への速やかな搬送が必要なのか、という優先順位を区分するために、トリアージタグを用い、その色別区分カード4色表示をもって選別します。

優先度	識別色	分類	傷病等の状態
第一順位	赤色	救護処置、搬送優先順位群（重症群）	体幹に重大な危険が迫っていて、速やかに（5～60分以内）に救急医療機関で治療を開始すれば救命可能な人
第二順位	黄色	優先順位2番目群（中等症群）	今すぐに治療しなくても生命に影響はないが、放置しておくと生命の危険がある人
第三順位	緑色	軽処置群（軽症群）	トリアージタグは未使用（手に取り付けるだけ）、救護所または近所の医院での救護処置で間に合う人
第四順位	黒色	不搬送、不処置群（死亡群）	体幹や頭部に重大な損傷があり、既に生命反応がなくなりかかっている人、または既に死亡している人

【参考1】トリアージの意味

トリアージ（Triage）とは、災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することを言います。救急の原則と言われている3つのT、選別（Triage：トリアージ）、治療（Treatment：トリートメント）、搬送（Transport：トランスポート）の3Tのひとつです。

トリアージ（Triage）は、フランス語で「選別」を意味する「*trie r*」に語源を發し、良い物だけを選び抜く、選別するという意味で、フランス繊維商人が羊毛をその品質からいくつかのクラスに区分けするのに用いた言葉と言われています。医学の世界に応用されたのはナポレオン時代で、傷ついた多くの戦傷者の中から比較的軽傷者を手当てして戦線に復帰させ、重症者は後回しにするという戦略的な言葉として用いられたが、今日のようなトリアージの概念が確立されたのは第一次世界大戦後です

【参考2】トリアージタグとは

トリアージタグとは、トリアージの際に用いる識別票（下図）のことです。災害現場で救助された負傷者は、トリアージ実施責任者によりトリアージ区分されます。そして、その区分に基づき医療機関に運ばれ必要な処置、治療を受けることになります。タグに記載された内容は、適切な治療を受けるための重要な情報であり、被災地内の医療機関においては簡易カルテとして利用することも可能です。又、受入れ患者の総数や傷病程度別患者数をよりの確に把握することができます。

用い方は、負傷者の右手首にタグのゴム輪を二重に巻きつけますが、不可能な時は左手首→右足首→左足首→首の順になります。尚、タグ用紙は3枚つづりで、1枚は災害現場用、2枚目は搬送機関用、3枚目本体は収容医療機関用となっており、医師用の緊急カルテとしての機能も有します。また、タグ用紙（3枚つづりのいずれか）を受け取った者は、必ず保管し決して破棄しないよう取り扱って下さい。

トリアージ・タグ	
氏名 (Name)	性別 (Sex)
住所 (Address)	電話 (Phone)
トリアージ実施日・時刻 月 日 時 分	トリアージ実施者氏名
搬送機関名	収容医療機関名
トリアージ実施場所	
意識	清醒している 軽度で覚醒する 軽度でも覚醒しない
呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸
脈拍	回/分、整、不整、触知せず
血圧	/ mmHg
トリアージ区分	0 I II III

表

裏

2-3 応急救護活動(歯科)の実施

- 松阪地区歯科医師会は、対策本部長の要請により、次の応急救護活動を行います。
 - ア 応急救護所等において、歯科に関する救急処置を行います。
 - イ 現地の歯科診療所が被災し、歯科診療を行うことが困難な場合は、歯科医療班を編成し、避難所等において、歯科応急診療を行います。
 - ウ 氏名等が判明しない死亡者に対し、歯型の判定による身元確認を行います。

2-4 医薬品、衛生材料等の確保

- 松阪地区薬剤師会は、対策本部長の要請により、次の応急救護活動を行います。
 - ア 医薬品、衛生材料等の供給確保を行います。
 - イ 松阪地区医師会、松阪地区歯科医師会、松阪地区薬剤師会、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、松阪中央総合病院等の関係医療機関との連携強化を図ります。

3 松阪警察署の災害対策

▶ 基本方針

- 関係機関との緊密な連絡の下に、災害警備対策を推進します。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に災害警備体制を確立して、情報の収集に努め、市民の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動等を実施します。

▶ 対策

3-1 警察の活動

(1) 災害に備えての措置

- ア 警備体制の整備
- イ 情報収集・連絡体制の整備
- ウ 情報通信の確保
- エ 交通の確保に関する体制及び施設の整備
- オ 避難誘導の措置
- カ 被災者等への情報伝達活動
- キ 住民等の防災活動の促進
- ク 関係機関との相互連携
- ケ 危険箇所の調査
- コ ボランティア関係組織・団体との連携
- サ その他の災害警備活動に関する対策

(2) 災害警備体制の確立

- ア 職員の招集・参集
 - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立します。
- イ 災害警備本部の設置
 - 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察署に所要の規模の災害警備本部を設置します。

(3) 災害発生時における活動

- ア 災害情報の収集・連絡等
 - 被災状況、交通状況、人的・物的被害状況等の把握等、災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を必要に応じて関係機関に連絡します。
- イ 救出救助活動

- 救出救助部隊を速やかに編成し、機動隊救助部隊と連携し、被災状況等を踏まえながら、救出救助活動を実施します。その際、消防等防災関係機関の責任者と現場において、搜索区割り等、現場活動に関する調整を行い、活動が円滑に行われるように配慮します。

ウ 避難誘導

- 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行います。その際、高齢者及び障がい者について可能な限り、車両等を活用して避難誘導を行うなど、避難行動要支援者等に十分配慮します。

エ 緊急交通路の確保

- 交通状況を把握し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたります。また、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じ、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行います。

オ 身元確認等

- 市等と協力し、検視・死体の調査要員・場所等を確保するとともに、身分確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な検視・死体の調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めます。

カ 二次災害の防止

- 二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するとともに、把握した二次災害危険箇所等について、市災害対策本部等に、住民避難等の判断材料として提供します。

キ 危険箇所等における避難誘導等の措置

- 大規模災害発生時、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所について、当該施設管理者等到大規模な災害事故発生の有無について確認を行います。
- 二次災害が発生する可能性等の通報を受けた場合は、関係機関と連携して、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等、災害の拡大を防止するため、迅速・的確な措置を執ります。

ク 社会秩序の維持

- 被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。

- 被災地において、発生することが予想される悪質商法等の生活経済事犯、知能犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取り締まりを重点的にを行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

ケ 被災者等への情報伝達活動

- 被災者等のニーズを十分に把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努める。その際、高齢者、障がい者等に配慮した伝達を行います。
- 行方不明者相談所、消息確認電話、相談窓口等の設置を図るとともに、避難所等への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進します。
- 地域に密着した活動等を通じ、地域住民の生活に必要な情報の収集に努め、把握した情報や各種犯罪への注意喚起等の地域安全情報を各種広報媒体の活用及び自主防災組織等を活用するなどして、幅広い広報に努めます。

コ 関係機関との相互連携

- 県・市及び国の出先機関、ライフラインや鉄道等の関係機関との間において、緊密な連携の確保に努めます。

サ 自発的支援との連携

- 自主防犯組織等のボランティア組織・団体等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われる活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行います。

4 自衛隊の災害対策

▶ 基本方針

- 自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び法第68条の2の規定により、知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長（以下「要請者」という。）から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施します。

▶ 対策

4-1 自主派遣の基準

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- エ その他災害に際し、前記(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つ暇がないと認められること。
この場合においても、部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし

4-2 災害派遣部隊の活動

- 災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施します。
 - (1) 被害状況の把握及び通報
 - 空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報します。
 - なお、震度5弱以上の地震に際し、部隊等は、航空機等により当該災害の発生地域等の情報収集を行うとともに、その情報を必要に応じ県に伝達します。県は自衛隊に対して、的確な災害情報の提供に努めます。
 - (2) 遭難者等の遭難救助
 - 行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行います。

4-3 災害派遣要請

「テーマ3 3-1-7 自衛隊の派遣要請」に準じます。

5 NTTの災害対策

▶ 基本方針

- 大規模災害時に可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう次の災害対策の推進と防災体制の確立を図り、緊急事態への対応に万全を期するものとします。

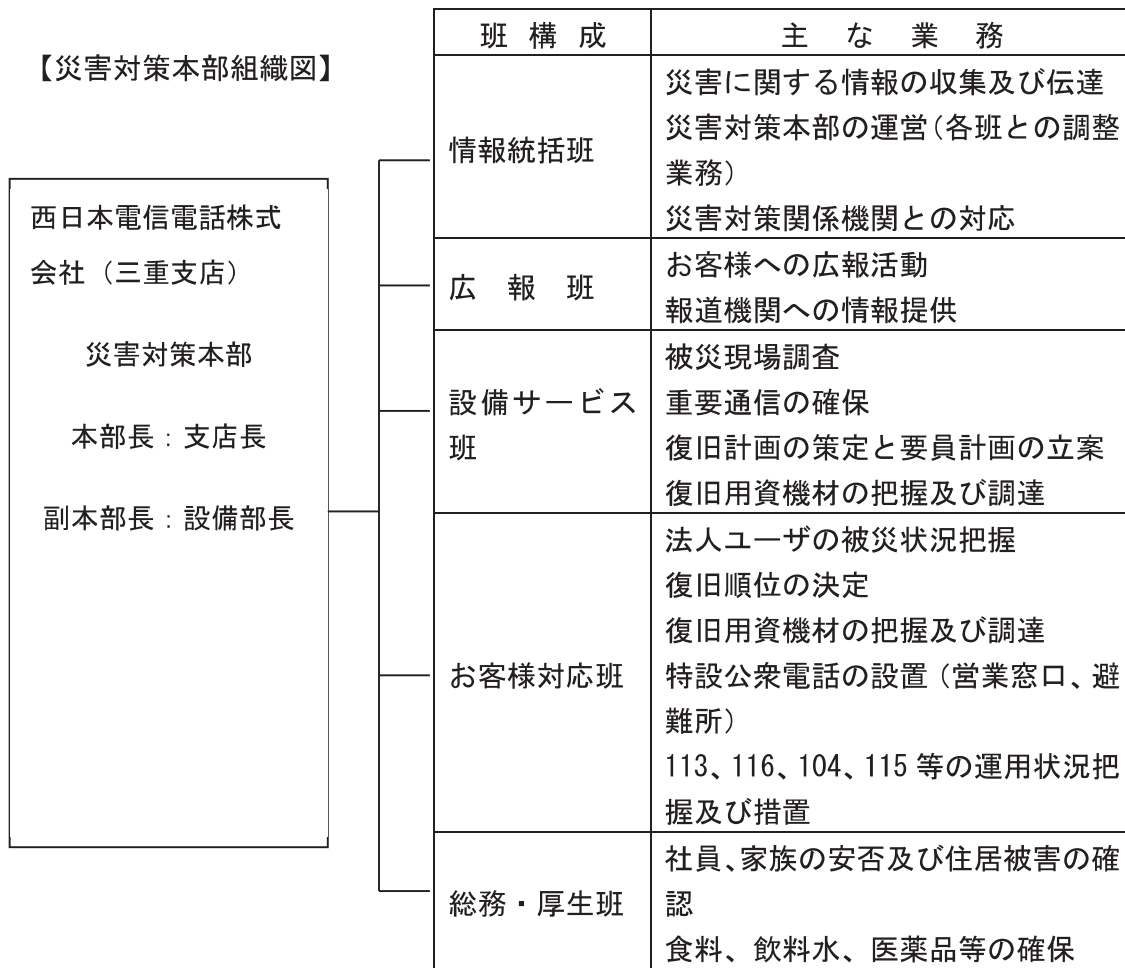
▶ 対策

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築します。
- イ 電気通信システムの一部の被災地が、他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図ります。
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保します。
- エ 災害を受けた通信設備を早期に復旧します。
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、地方自治体、ライフライン機関及び報道機関等との連携を図ります。

5－1 災害対策本部の設置

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進し実施します。

【災害対策本部組織図】



5-2 応急復旧

（1）通信混乱防止

- 地震等の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保します。

（2）設備の被害状況の把握と防護措置

- 地震等による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じます。

（3）通信途絶の解消と通信の確保

- 地震等により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置に取組み、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じます。

- ① 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切換措置等の実施
- ④ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- ⑥ 臨時・特設公衆電話の設置
- ⑦ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

- 地震等により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施します。
- ア 通信の利用状況を監視し、一般からの通信を規制して重要通信の疎通を図ります。
- イ 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱います。
- ウ 被害の状況に応じた案内トーキを挿入します。
- エ 一般利用者に対する広報活動を実施します。
- オ NTT 西日本三重支店は、地方公共団体等の災害対策機関へ必要な情報を連絡します。

(5) 災害用伝言ダイヤルの提供

[参考] 災害用伝言サービス（通信各社からの提供）

地震などの大きな災害が発生すると、被災地への電話が殺到し、回線が大変混雑し、つながりにくくなります。通信各社では、こうした通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うため、固定電話・携帯電話・インターネットによって、次の「災害用伝言サービス」を提供しています。

[災害用伝言サービス]

災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版、災害用伝言版（web171）

○ 災害用伝言ダイヤル（171）の概要

ア 提供開始

地震等の災害発生時に、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合

イ 操作手順

- ・ 171 をダイヤルします。
- ・ ガイダンスに従って、録音の場合は 1 を、再生の場合は 2 をダイヤルします。（暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます。）

- ・ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤルします。(03等の市外局番で始まる電話番号の場合、市外局番からダイヤルします。)
- ・伝言を録音・再生することができます。

ウ 登録できる電話番号

被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話番号及び携帯電話等の電話番号

エ 伝言の条件等

- ・伝言録音時間…1伝言あたり30秒以内
- ・伝言保存期間…提供終了まで
- ・伝言蓄積数…電話番号あたり1～20伝言（提供時にお知らせします）

オ 伝言総容量…約800万件

カ 提供時の通知方法

- ・テレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等をお知らせします。
- ・電話がかかりにくくなっている場合に流れる「ふくそうメッセージ」の中で災害用伝言ダイヤル（171）のご案内を行う等の方法でお知らせします。

5-3 復旧用資機材置場の確保

- 災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ当社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県、市町に要請して確保を図ります。
- 現在、災害協定（市等）により下記の土地を確保しています。

No.	名称	所在番地	有効面積 (㎡)	所有者・管理者
1	松阪市山村広場 (飯南グラウンド)	松阪市飯南町粥見 5480 番地 7 他 2 筆	9,546	松阪市教育委員会
2	松阪市波留運動公園	松阪市飯南町向粥見 76 番地 1	5,936	松阪市教育委員会
3	大津町旧衛生センター跡地	松阪市大津町 1334 番地 他 1 筆	10,561	松阪市
4	近鉄山田線漕代駅付近 中核団地代替地	松阪市稲木町伊勢ヶ前 1883 番地	3,307	松阪市土地開発公社
5	旧嬉野町立中郷小学校跡地	松阪市嬉野森本町 1053 番地 1 他 10 筆	10,201	松阪市
6	三重県立松阪工業高等学校 グラウンド	松阪市殿町 1198 番地 1 他	17,928	三重県立松阪工業 高等学校

※有効面積は、小数点以下を切り捨てて記載しています。

6 中部電力の災害対策

▶ 基本方針

- 南海トラフ地震等により、非常災害が発生した場合の対応は、公衆安全の確保、人身安全を第一義とし、電力設備の災害応急対策及び災害復旧に公益事業として万全を期するものとします。

▶ 対策

6-1 非常災害時の体制

- 非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施します。

6-2 災害時における情報連絡

- 災害時において的確な情報把握及び復旧指示を行うために、電力保安通信網を整備し、情報連絡体制を確立します。
- 災害発生時における関係自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに協力会社等との連絡体制を確立します。

6-3 応急対策人員の確保

- 応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握する。この場合、その対策要員は協力会社等も含めます。
- 社外者（協力会社等）及び上部事業場に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受入れ、管理及び指揮の体制を確立します。

6-4 災害時における広報活動

- 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達します。
- 災害時においては、復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するため報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報活動を行います。

6-5 災害時における危険予防措置

- 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、地震の被害及び火災の拡大等に伴い感電等の二次的災害の恐れがある場合には、適切な危険予防措置を講じます。

6-6 応急復旧用資機材の確保

- 応急復旧用資機材の確保は、主として次の事項について実施します。
- ① 保有資機材の確認及び在庫量の把握
 - ② 各施設、設備の被害状況の把握
 - ③ 応急復旧用資機材の緊急手配
 - ④ 道路情報の早期入手体制の整備
 - ⑤ 応急復旧資機材の運搬方法、ルート等の検討及び輸送手段の確保

6-7 復旧用資機材置場の確保

- 災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ当社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県、市町に要請して確保を図ります。
- 現在、災害協定（市等）により下記の土地を確保しています。

No.	名称	所在番地	有効面積 (㎡)	所有者・管理者
1	松阪市山村広場 (飯南グラウンド)	松阪市飯南町粥見 5480 番地 7 他 2 筆	9,546	松阪市教育委員会
2	松阪市波留運動公園	松阪市飯南町向粥見 76 番地 1	5,936	松阪市教育委員会
3	大津町旧衛生センター跡地	松阪市大津町 1334 番地 他 1 筆	10,561	松阪市
4	近鉄山田線漕代駅付近 中核団地代替地	松阪市稲木町伊勢ヶ前 1883 番地	3,307	松阪市土地開発公社
5	旧嬉野町立中郷小学校跡地	松阪市嬉野森本町 1053 番地 1 他 10 筆	10,201	松阪市
6	三重県立松阪工業高等学校 グラウンド	松阪市殿町 1198 番地 1 他	17,928	三重県立松阪工業 高等学校
7	松阪市広陽公園	松阪市広陽町 21 番地 1	25,199	松阪市

※有効面積は、小数点以下を切り捨てて記載しています。

6-8 復旧順位

- 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況・復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次行います。

7 東邦ガスの災害対策

(※) 東邦ガスネットワークを含む（以下同じ）

▶ 基本方針

- 松阪市に都市ガスを供給している東邦ガスネットワークは、現在、ガス導管及び設備を地震に耐える材質及び構造のものへと順次取り替えを進めており、市内中圧、低圧導管をブロック化し、地震の規模、被害状況に応じてガスを遮断できる体制を敷いている。また、家庭においては大きな地震の際、直ちにガスを止める感震遮断機能付のマイコンメーターを設置しています。
- さらに、休日・夜間等就業時間外において大規模な地震発生等に的確な初動対応を行うための初動対応責任者を置くとともに、平常時は、宿日直による24時間体制で対応している。重要設備は遠隔にて操作が可能なシステムを構築しています。

▶ 対策

7-1 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集、報告

- 災害が発生した場合は、情報・管理室長及び各支部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、巡回点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告します。

ア 一般情報

① 気象情報

② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

③ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

④ その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 地震計情報

(3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況

(4) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

(5) 従業員等の被災状況

(6) その他災害に関する情報

7-2 情報の集約

- 情報・管理室は、各支部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努めます。

7-3 災害時における広報

(1) 広報活動

- 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行います。
- 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行います。

(2) 広報の方法

- 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知します。また、地方公共団体とも必要に応じて連携を図ります。

7-4 防災要員の確保

(1) 防災要員の確保

- 勤務時間外の地震発生に備え、気象庁震度階を基準とした自動出社基準を定めておきます。
- 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各防災要員は気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備えます。
- 非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動します。

(2) 他事業者等との協力

- 関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、災害発生後直ちに出勤要請できる体制を確立し、必要に応じて出勤を要請します。
- 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、(一社)日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき応援を要請します。

7-5 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

- 情報・管理室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保します。
 - ① 取引先、メーカー等からの調達
 - ② 情報・管理室及び各支部相互の流用
 - ③ 他ガス事業者等からの融通

(2) 復旧用資機材置場等の確保

- 災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁、地方自治体等の災害対策本部に依頼して迅速な確保に努めます。

7-6 災害時における危険予防措置

(1) 危険予防措置

- ガスの漏えい等により被害の拡大のおそれのある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じ、また被害の軽微な地区においてはガスの供給を継続しながら必要な措置を講じます。

(2) 地震発生時の供給停止判断

ア 地震が発生した場合、以下に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、即時にガス供給を停止（第1次緊急停止）します。

- ① 複数の地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した場合
- ② 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合

イ 地震が発生した場合、地震計のS I値があらかじめ定めた供給停止判断基準値未満を記録したブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などにより経時的に得られる被害状況により、以下に掲げるような二次災害の発生が予想される場合には、速やかにガス供給を停止（第2次緊急停止）します。

- ① 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
- ② ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が緊急時対応能力を超える恐れのある場合

7-7 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

- 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施します。

(2) 応急工事における安全確保等

- 作業は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、防災要員の安全衛生についても十分配慮して実施します。

7-8 復旧用資機材置場の確保

- 災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保の必要があり、かつ当社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）には、県、市町に要請して確保を図ります。
- 現在、災害協定（市）により下記の土地を確保しています。

No.	名称	所在番地	有効面積 (㎡)	所有者・管理者
1	松阪市山村広場 (飯南グラウンド)	松阪市飯南町粥見 5480 番地 7 他 2 筆	9,546	松阪市教育委員会
2	松阪市波留運動公園	松阪市飯南町向粥見 76 番地 1	5,936	松阪市教育委員会
3	大津町旧衛生センター跡地	松阪市大津町 1334 番地 他 1 筆	10,561	松阪市
4	近鉄山田線漕代駅付近 中核団地代替地	松阪市稲木町伊勢ヶ前 1883 番地	3,307	松阪市土地開発公社
5	旧嬉野町立中郷小学校跡地	松阪市嬉野森本町 1053 番地 1 他 10 筆	10,201	松阪市

※有効面積は、小数点以下を切り捨てて記載しています。

7-9 復旧順位

- 災害復旧の実施に当たっては、避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を原則として優先する等、災害状況、各設備の被害状況・復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次行います。

8 国土交通省（中部地方整備局）の災害対策

▶ 基本方針

- 災害応急対策については、発災時において迅速かつ円滑な実施を図るため、以下を講じるものとします。
 - ア 災害発生直後の被害情報の早期把握体制を整備するため、通信手段の確保に万全を期すとともに、各省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と連携し、災害情報の共有化・一元化に努めるものとします。
 - イ 専門技術をもつ人材等を活用し、施設、設備等の緊急点検を行い、これらの被害状況等を把握して、陸・海・空における交通の確保、二次災害の防止、施設の応急復旧をできるだけ早期に実施するとともに、関係行政機関、関係公共機関、関係事業者、被災者に適切な判断と行動を促す的確な情報を伝達するものとします。
 - ウ 災害発生後、速やかな職員の参集により災害の規模に応じた応急対策の推進を図るとともに、円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送、代替輸送の実施を図るものとします。
 - エ 大規模な災害に対しては、災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係行政機関等と連携を図り、被災地域外からの人材及び災害対策用機械、船舶等の派遣等、応急復旧に対する広域的な応援・支援体制の充実を図るものとします。

▶ 地方公共団体等への支援

- 地方公共団体等が所掌する事務に関して大規模な災害が発生した場合又は発生の恐れがある場合は、以下の事項について支援を行うものとします。
 - (1) 情報収集、人員の派遣、資機材の提供等
 - ア 本省、国土技術政策総合研究所及び地方支分部局（航空交通管制部を除く。）は、必要に応じて、リエゾンを派遣し、被災地方公共団体からの支援ニーズ情報を把握するとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を実施するものとします。
 - イ 地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信車等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、当該地方公共団体等への災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとします。
 - ウ 災害対応を円滑に行うため必要がある場合には、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材や災害対策用機械の提供を行うものとします。
 - エ 応急復旧工法や二次災害防止対策等の検討のため必要がある場合には、地方公共団体等の要請に応じ、助言等を行うための係官あるいは防災エキスパート等の専門家の派遣もしくは斡旋を行うものとします。

- (2) 避難活動
- ア 地方公共団体等による適切な避難誘導が行われるように、災害、避難地、避難路の状況、土砂災害危険個所の所在等の情報の住民への速やかな伝達に関し、必要な指導・助言等を行うものとします。
 - イ 地方公共団体、地域住民等より、あらかじめ避難場所として指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況等を確認の上、適切に対処するものとします。
- (3) 応急仮設住宅の建築支援等
- ア 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達について、被災都道府県より政府本部を通じて、又は直接要請があった場合には、速やかにとるべき措置を決定し、政府本部及び被災都道府県に通報するとともに、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請等を行うものとします。
 - イ 都市再生機構保有地、都市公園内の広場等について、必要に応じ、被災後の一定期間、応急仮設住宅用地としての提供について助言を行うものとします。
 - ウ 応急仮設住宅の建設に当たっては、特に降雨等による二次的な土砂災害による被害を受けることがないように、都道府県等に対し、土砂災害警戒区域等の位置等必要な情報の提供を行うものとします。
- (4) 飲料水の確保、支援等
- ア 給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ、地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとします。また必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとします。

ビジョン
編

行動
計画編

第1章

第2章

テーマ1
災害前

テーマ2
災害前

テーマ3
発災後

テーマ4
復興

第3章

第4章

第5章

第4章
防災関係機関の災害対策

9 国土交通省（蓮ダム管理所）の災害対策

出水時及び地震時のダム対応を以下に示します。

【出水時の対応】

9-1 事前放流

ダム上流域の予測降雨量が 340 mm（/12 時間）以上であるとき事前放流を実施する。事前放流を実施する場合は標高 294.00m の水位を限度水位として予測降雨量に応じた低下目標貯水位を設定し、実施する。

9-2 洪水警戒体制

蓮ダム管理所は、次に該当する場合、洪水警戒体制を執ることとします。

- ① 津地方気象台から本市において、大雨又は洪水注意報又は警報が発表され、洪水の発生が予想されるとき。
- ② 突発的な降雨により洪水の発生が予想されるとき。

9-3 洪水調節

- ① 蓮ダム管理所は、流入量が 350 m³/s に達した後は、流入量が一旦最大に達した後 350 m³/s に減少するまで、放流量を 350 m³/s を上限として洪水調節を実施します。ただし、気象状況により必要と認めるときは、これによらないことができます。
- ② 洪水調節を実施後、水位を速やかに低下させるため、350 m³/s を上限として、下流に支障を与えないようにダムから放流を実施します。

【地震時の対応】

9-4 地震等の非常時に対する事前対応

- ① 非常時の連絡体制、非常時対応のマニュアル作成
- ② 点検要領の作成
- ③ 非常時における連絡態勢の確保
- ④ 貯水池及び周辺の危険箇所の調査

9-5 地震発生後の対応（1次点検）

- ダム堤体底部の地震計の最大加速度が 25gal 以上を観測した場合、または、ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階（松阪市飯高町宮前）が震度 4 以上である場合。
 - ① 点検対象の有無の報告（一報（その1）速報；発生後速やかに）
 - ② 目視での概略被災状況報告（一報（その2）；一時間以内）
 - ③ 1次点検実施と結果を上部機関へ報告（二報；三時間以内）
 - ④ 1次点検結果で異常が確認された場合は下記2次点検を実施

9-6 地震発生後の対応（2次点検）

- ダム堤体底部の地震計の最大加速度が80gal以上を観測した場合、または、ダム地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階（松阪市飯高町宮前）が震度5弱以上である場合。
 - ① 上記1次点検実施後2次点検実施と結果を上部機関へ報告（三報；24時間以内）
 - ② 被災状況について確認、発生時には応急復旧計画の策定

9-7 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表された場合

- ① 地震災害警戒支部を設置し要領に基づき警戒にあたります。